

平成30年度 八幡平市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子高齢化・核家族化の進行、人口減少等を背景に、地域社会は大きく変化し、住民が直面する課題は複雑化、多様化しています。

国では「我が事・丸ごと」の地域づくり、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の整備が行われています。

社会福祉協議会では、市が策定した「第3期八幡平市地域福祉計画」と連携し、本年度は「第3次八幡平市地域福祉活動計画」の策定を行います。変化する社会情勢や制度改革に対応し、複雑・多様化する生活・福祉課題の解決に向けて、市行政、関係機関や団体と連携し、地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、全国各地で自然災害が発生しているなか、災害時における支援体制づくりが求められており、社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの運営を担うことから、災害対応体制の整備に向けて平時からの取り組みを行います。

「誰もがこの地域で安心して暮らすことのできる幸せの郷づくり」をめざして、人と人とのつながり、地域の支え合いを基本に、各種事業を推進します。

重点項目は、次のとおりです。

- (1) 第2次八幡平市地域福祉活動計画が最終年度を迎えることから、地域福祉を取り巻く状況等を踏まえ、平成31年度以降の第3次地域福祉活動計画を策定します。
- (2) 適正かつ効率的な事業運営と財務管理に努めます。
- (3) 情報発信に努めます。
 - ・ホームページの内容充実と情報更新の活発化
 - ・福祉だよりの内容充実及び事業状況の掲載
- (4) 在宅福祉を推進し、思いやりと優しさで共に支え合うまちづくりに努めます。
 - ・地区の福祉活動において根幹となる高齢者、障がい者等を対象とした見守りネットワークの推進活動を継続するとともに、民生児童委員、ボランティア、福祉団体、関係機関と連携を図り、安否確認など取り組みの意識啓発を図ります。
 - ・いきいきサロン事業の推進強化を図るため、集落を単位とした仲間づくりを推進し、高齢者の生きがいづくりと地域で安心して暮らせる環境づくりに向け支援します。サロンに出向き、血圧測定や健康指導等を行う看護有資格者の臨時職員を昨年度に引き続き配置し、高齢者の健康づくりを推進し、市と連携を図り介護予防に取り組みます。
- (5) ボランティア活動を推進し、健康で生きがいのあるまちづくりに努めます。
 - ・ボランティア活動センターの充実強化を図るため、ボランティア活動者の拡大と育成に努めます。
 - ・ボランティア協力校及びボランティア団体を育成支援します。
 - ・災害時における相互支援体制づくりを図るため、災害ボランティアの育成に

努めます。

- (6) 相談活動と生活支援を実施し、心豊かに安心して生活できるまちづくりに努めます。
- ・八幡平地域の日常生活自立支援事業を担う基幹社協事業を進めます。
 - ・生活困窮者自立相談支援事業の推進を図るため、はちまんたい暮らしの支援室に専任相談支援員を2名配置し、生活困窮者の自立の支援に向けて支援を行います。
- (7) 関係機関、関係団体と連携し、福祉活動の推進に努めます。

2. 事業推進

(1) 地域福祉活動の推進

市民が組織的に活動できるように、地区社会福祉推進協議会、福祉団体等と連携を図り、地域福祉活動に取り組むとともに、広く地域住民の福祉活動への理解と関心を高めるための事業を実施します。

平成26年3月に策定した第2次八幡平市地域福祉活動計画の事業の評価と取り組みの検証を行い、平成31年度以降の「第3次八幡平市地域福祉活動計画」を策定するため、地域福祉推進会を開催します。

- ①広報「福祉だより」の発行（年4回）、ホームページによる情報公開、情報発信
- ②社会福祉大会
- ③福祉まつり
- ④福祉懇談会
- ⑤福祉運動会
- ⑥ダイヤモンド婚を祝う会
- ⑦福祉センター運営事業（市総合福祉センター）
- ⑧福祉バス運行事業
- ⑨地域福祉活動推進会開催

(2) 在宅福祉サービスの推進

高齢者の社会的孤立を防ぎ、介護予防につなげるため、仲間づくりや生きがいづくりを推進し、健康増進や生活に密着したサービス支援活動の充実を図ります。

- ①ひとり暮らし高齢者買い物ツアー
- ②高齢者げんきはつらつ講座
- ③高齢者交流事業（健康講座、料理教室、趣味活動）
 - ア いきいきサロン事業の推進（サロン連絡会、看護有資格者臨時職員によるサロン訪問・健康指導）
 - イ 高齢者の集い（ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯）
 - ウ ニュースポーツ交流会
- ④高齢者見守り事業
 - ア ひとり暮らし高齢者の見守りネットワークの普及推進と関係機関との連

携

イ いわておげんきみまもりシステムの普及推進

⑤ 福祉サービス支援活動

ア 高齢者食事サービス事業（ボランティア、学校と連携）

イ 訪問理美容サービス事業

ウ 外出支援サービス事業

エ 福祉機器貸し出し事業（チャイルドシート、車椅子、歩行器、福祉車両、特殊寝台、エアーマット、疑似体験機器等）

(3) ボランティア活動の推進

市民誰もがボランティア活動に参加できるような体制の整備を図るとともに、地域で支えあう連帯意識の向上を図ります。

災害時における相互支援体制づくりを図るため、災害ボランティアの育成に努めます。

① ボランティア活動センター事業

ア ボランティア活動センター機能強化

イ ボランティア活動の相談、登録、あっせん

ウ ボランティア団体の育成、連絡調整

エ 雪かきボランティアスノーバスターズ活動の推進

② ボランティア福祉講座

広く市民にボランティア活動や福祉に関する意識を高めてもらうため、ボランティアや介護・福祉サービス等に関する講座を開催します。

③ ボランティア協力校事業

児童・生徒を対象とした福祉教育の推進を図るため、市内小中高等学校を協力校に指定し、あわせて教育関係機関と連携を図り、児童・生徒のボランティア活動を推進します。

ア 福祉協力校の指定（小学校10校、中学校4校、高等学校1校）

イ 福祉・健康標語募集と最優秀作品印刷物の配布

④ 出前体験講座（疑似体験等）の実施と指導ボランティアの育成

市内のボランティア協力校のほか、企業・団体等からの要請に応じ指導ボランティアが訪問し、高齢や障がいの疑似体験を行います。体験を指導するボランティアの育成を図ります。

⑤ 災害ボランティアセンター事業

ア 災害ボランティアセンター設置運営訓練

イ 災害ボランティア養成研修

(4) 相談・援護活動の推進

民生児童委員と連携を図りながら生活福祉資金やたすけあい資金等の有効活用を図り、世帯の更生援助を行います。

要援護世帯等への援護活動は「心のふれあい」を基本とし、歳末たすけあい運動を共同募金委員会と連携を図り推進します。

①心配ごと相談所及び電話相談、専門相談事業

②日常生活自立支援事業

高齢者や障がいのある人で判断能力が十分でない人に対する日常的金銭管理や福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業について、葛巻町・岩手町を包括した基幹社協として事業を行います。

③成年後見制度の普及啓発

日常生活自立支援事業利用者の高齢化・障がいの重度化等により、今後、成年後見制度利用の必要性が高まっていくと考えられ、市や関係機関と連携を図り、制度の周知啓発を行い、成年後見制度への円滑な移行を推進します。

④生活福祉資金貸付事業

制度の普及や緊急かつ多様化する相談に対応するため、相談員を配置し利用者の利便を図り、適正な制度運営に努めます。

⑤たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対する緊急一時的な資金の貸付を行い、適正な制度運営と債権管理に努めます。

⑥生活困窮者自立相談支援事業

はちまんたい暮らしの支援室を設置し、専任相談員2名を配置します。複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労や自立に向け、市行政各部署や各種関係機関と連携し、適正な支援を行います。

⑦フードバンク事業への協力

生活が困窮した状態になり、当面の食料がない世帯に対し、食糧支援を実施しているNPO法人と連携し、生活維持の支援を行います。保存のきく食料の寄付を市民に募り、生活困窮者等の食糧支援に協力できるよう、フードドライブ事業に取り組みます。

⑧生活困窮世帯への生活支援給付の実施

生活が困窮した状態になり、ライフラインの確保等のために緊急に日常生活への支援が必要となる世帯に対し、制度やサービス利用までのつなぎとして、支援給付を行います。

⑨ 歳末たすけあい義援金配分事業

(5) 会務の運営

社会福祉法人として、健全で適正な経営のために会務の運営に取り組みます。

①会長・副会長会議の開催

②理事会・評議員会の開催

③監事監査の実施

④委員会の開催

⑤会員の加入促進（一般会員、賛助会員の確保）

⑥運営に関する専門的検討委員会等の開催

⑦役職員研修の実施

⑧職員の専門知識取得のための研修参加・実施

⑨事業継続計画（BCP）策定への取り組み

(6) 関係機関・団体との連携

行政や福祉関係機関、団体等との連携を強化し、福祉活動の推進に努めます。

①関係機関・福祉団体との事業運営についての協議・懇談の実施

②地区社会福祉推進協議会育成支援

③各種団体育成支援

ア 八幡平市民生児童委員協議会

イ 八幡平市老人クラブ連合会

ウ 八幡平市母子寡婦福祉協会

エ 八幡平市身体障害者福祉協会

オ 八幡平市手をつなぐ育成会

④八幡平市共同募金委員会への募金運動協力

(7) 指定管理事業

①安代福祉センター管理・運営事業

市の指定管理を受け、市民・福祉団体とともに地域福祉活動を推進する拠点としての安代福祉センターの管理運営を行う。

(8) 障がい者支援事業

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（岩手県条例）による障がい者福祉について理解と関心を高め、関係機関との連携を強化し、障がい者福祉活動を推進します。

ア 相談受付と関係機関との連携

(9) 指定障害福祉サービス事業（就労継続支援B型 ポパイの家）運営

障害者総合支援法及び法人の経営理念に基づき、地域社会において他の人々と共生できるように、日常生活や社会生活における支援を行います。障がい者が意欲をもって働く環境をさらに整備し、安心安全、憩いの場づくりに努めます。

①基本目標

障がい者本人が能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要なサービスに係る支援を行い、安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めます。

②重点事業

障がい者が作業するだけでなく、能力の向上及び地域社会において他の人々と共生できるように各種事業の推進を図り、個別支援計画により利用者個々に応じたサービスを提供するよう努めます。

また、利用者の高齢化・重度化に伴うニーズに対応するため、今後は新規事業（生活介護等）の導入、事業形態を多機能型とする必要があり、実施について検討するとともに、各種研修会等へ参加し職員の専門知識の取得・資質向上を図り、利用者にとって働き甲斐があり魅力のある施設づくりを目指します。

就労支援事業の収入増加と利用者の工賃増加を図るため、農産物の販路拡大

や新規事業を検討します。

八幡平市に就労継続支援B型の事業所が増えてきていることから、当事業所の特色を再検討し、魅力ある事業所として広報誌等を活用し情報発信に努めます。

③事業推進

ア 利用定員 30名

イ 主な事業

利用者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むための事業を行う。

(ア) 自主製品作成販売 ・ 受託事業 ・ 鶏卵採取作業

(イ) 野菜・雑穀（精製を含む）・果樹栽培 ・ リサイクル作業

ウ 福利厚生事業

・ 音楽療法・運動療法・健康診断（年2回）・調理実習・研修旅行・福祉団体等行事参加・ふれあいスポーツ交流会

以上